

熊本県小水力利用推進協議会規約(案)

(名称)

第1条 この会は、熊本県小水力利用推進協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 協議会活動は、くまもと温暖化対策センターが取組む温暖化防止活動の一環として位置付け、小水力等の利用推進に関する調査研究を行うと共に、小水力等の利用事業の円滑な普及発展を図り、もって持続可能な低炭素化社会構築と環境保全に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 協議会は、事務局を熊本県熊本市桜町3番35号産交ビル2階熊本県温暖化対策センター（以下、「温対センター」という。）内に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために、熊本県内を中心に次の事業を行う。

- (1) 小水力等の利用に関する調査研究
- (2) 小水力等の利用に関する情報、資料の収集
- (3) 小水力等の利用に関する情報提供、アドバイス、コンサルテーション
- (4) 小水力等の利用の普及啓発活動
- (5) 小水力等の利用事業関係者の連携協調の充実
- (6) 小水力等の利用事業に関する施策等の提言
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(協議会の位置付及び運営)

第5条 協議会は、温対センター内に委員会を設置し運営する。

- 2 協議会への入会ならびに退会、除名、監事、総会、事業年度、会計等の規定については、温対センターの定款の定めによる。

(会員)

第6条 協議会の会員は、温対センターの会員をもって構成する。

(委員)

第7条 協議会の委員は、温対センターの理事及び会員より選任する。委員は、委員長を補佐し第2条の目的を遂行するために活動する。

(委員長)

第8条 委員長は協議会を代表し、その業務を総括する。

- 2 委員長は、委員の互選により、温対センターの理事より選任する。

3 委員長の任期は、1 期を 2 年とし、再任を妨げない。

(副委員長)

第 9 条 副委員長は、必要により委員長の職務を代行する。

2 副委員長は、1 人以上 2 人以内とし、委員の互選によって選任する。

3 副委員長の任期は、1 期を 2 年とし、再任を妨げない。

(委員会)

第 10 条 委員会は、必要に応じて委員長が召集する。

(顧問)

第 11 条 協議会は、顧問をおくことができる。

2 顧問は委員長が選任する。

(規約の変更)

第 12 条 本規約の変更は、委員会（委任状を含む）の過半数の賛成による議決を要する。

(解散)

第 13 条 協議会の解散は、委員会の議決を受け温対センター総会により議決（委任状を含む）する。

(附則)

1 協議会設立時の委員長および副委員長は、温対センターの理事会決議により選任する。

2 初年度については、平成 21 年度特定非営利活動法人くまもと温暖化対策センター通常総会による事業計画決議の後に開催される、本協議会設立総会の日より翌年 3 月 31 日までを事業年度とする。